

【新 Quick Master 刑法 [第3版] 訂正表】2018年1月12日現在

2017（平成29）年改正と判例変更があったため、下記のとおり訂正致します。

| ページ | 問題番号<br>タイトル     | 行数          | 誤                  | 正   | 備考          |
|-----|------------------|-------------|--------------------|---|-------------|
| 188 | 問題 38 肢ウ         | 1 行目        | <u>強姦</u>          | <u>性交</u>   | 2018/1/??訂正 |
|     |                  | 3 行目        | <u>姦淫</u>          | <u>性交</u>   |             |
|     |                  | 4 行目        | <u>強姦罪</u>         | <u>強制性交等罪</u>   |             |
| 190 | 問題 38 解説<br>肢ウ   | 3 行目        | すでに強姦に至る           | すでに強姦（強制性交）に至る  |             |
|     |                  | 4 行目        | 強姦行為               | 強姦（強制性交）行為  |             |
|     |                  | 6 行目        | <u>強姦罪</u>         | <u>強制性交等罪</u>   |             |
|     |                  | 9 行目        | <u>強姦罪</u>         | <u>強制性交等罪</u>   |             |
| 210 | 問題 45 肢 1        | 1 行目        | <u>強姦</u> する       | <u>性交</u> する  |             |
|     |                  | 1 行目        | <u>強姦</u> 行為       | <u>性交</u> 行為  |             |
| 211 | 問題 45 解説<br>肢 1  | 2 行目        | <u>強姦罪</u> （177 条） | <u>強制性交等罪</u> （177 条）、 <u>監護者<br/>わいせつ・強制性交等罪</u> （179 条） |             |
|     |                  | 3 行目        | 未遂罪（刑法 179 条）      | 未遂罪（刑法 180 条）   |             |
|     |                  | 4 行目        | <u>姦淫</u> 行為       | <u>性交</u> 行為  |             |
|     |                  | 5 行目        | <u>強姦</u> するつもりで   | <u>性交</u> するつもりで  |             |
|     |                  | 6 行目        | <u>強姦</u> 行為       | <u>性交</u> 行為  |             |
| 218 | 問題 49 肢 1        | 1 行目        | <u>強姦</u> する意思の下   | <u>性交</u> する意思の下  |             |
|     |                  | 2 行目        | <u>姦淫</u> した場合について | <u>性交</u> した場合について  |             |
|     |                  | 3 行目        | <u>強姦</u> に至る      | <u>強制性交</u> に至る   |             |
|     |                  | 4 行目        | <u>強姦</u> 行為       | <u>強制性交</u> 行為  |             |
| 219 | 問題 49 解説<br>肢 1  | 2 行目        | <u>強姦</u> 罪        | <u>強制性交</u> 等罪  |             |
|     |                  | 3 行目        | <u>姦淫</u> した事案     | <u>性交</u> した事案  |             |
|     |                  | 4 行目        | <u>強姦</u> に至る      | <u>強制性交</u> に至る   |             |
|     |                  | 5 行目        | <u>強姦</u> 行為       | <u>強制性交</u> 行為  |             |
| 236 | 過去問・必修問<br>題 肢 4 | 1 行目        | <u>強姦</u> 罪        | <u>強制性交</u> 等罪  |             |
| 237 | 過去問・必修問<br>題の解説  | 下から<br>3 行目 | <u>強姦</u> の予備      | <u>強制性交</u> 等の予備  |             |
| 242 | 章末 CHECK Q8      | 1 行目        | <u>姦淫</u> する目的で、   | <u>性交</u> する目的で、  |             |
|     |                  | 3 行目        | <u>姦淫</u> できなかった   | <u>性交</u> できなかった  |             |
|     |                  | 4 行目        | <u>強姦</u> 未遂罪      | <u>強制性交</u> 等未遂罪  |             |

|     |                       |            |  |  |  |
|-----|-----------------------|------------|--|--|--|
| 243 | 章末 CHECK<br>Answer Q8 | 2行目        | すでに <u>強姦</u> に至る  | すでに <u>強制性交</u> に至る  |  |
|     |                       | 3行目        | <u>強姦</u> の着手がある   | <u>強制性交</u> の着手がある   |  |
| 248 | 過去問・必修問<br>題 肢ウ       | 2行目<br>以下  | したがって、 <u>強姦罪</u> の成立に関しては女性 <sup>は</sup> 身分のない者であり、 <u>強姦罪</u> の保護法益を侵害することはできないから、 <u>男性</u> と共謀して <u>強姦行為</u> に加功した <u>女性</u> に対しては、 <u>強姦罪</u> の共同正犯は成立しない。  | したがって、 <u>横領罪</u> の成立に関しては物の非占有者は身分のない者であり、 <u>横領罪</u> の保護法益を侵害することはできないから、 <u>占有者</u> と共謀して <u>横領行為</u> に加功した非占有者に対しては、 <u>横領罪</u> の共同正犯は成立しない。   |  |
| 249 | 過去問・必修問<br>題の解説 肢ウ    |            | 判例は、 <u>強姦罪</u> は、その行為の主体が <u>男性</u> に限られるから、刑法65条1項のいわゆる犯人の身分により構成すべき犯罪に該当するものであるが、身分のない者も、身分のある者の行為を利用することによって、 <u>強姦罪</u> の保護法益を侵害することができるから、身分のない者が、身分のある者と共謀して、その犯罪行為に加功すれば、刑法65条1項により、 <u>強姦罪</u> の共同正犯が成立するとした（最決昭40.3.30）。 | <u>横領罪</u> は、その行為の主体が物の <u>占有者</u> に限られるから、刑法65条1項のいわゆる犯人の身分により構成すべき犯罪に該当するものであるが、身分のない者も、身分のある者の行為を利用することによって、 <u>横領罪</u> の保護法益を侵害することができるから、身分のない者が、身分のある者と共謀して、その犯罪行為に加功すれば、刑法65条1項により、 <u>横領罪</u> の共同正犯が成立すると解されている。 |  |
| 258 |                       | 下から<br>5行目 | AがXを <u>強姦</u> している際、  | AがXを <u>強制性交</u> している際、  |  |
|     |                       | 下から<br>2行目 | 共同正犯の成立を否定するのが通説で、   | 共同正犯の成立を否定するのが通説であり、   |  |
| 262 | 問題 56 肢イ              | 1行目        | <u>強姦</u> する際  | <u>強制性交</u> する際  |  |
|     |                       | 2行目        | 丙を <u>強姦</u> できた場合、  | 丙に <u>強制性交</u> できた場合、  |  |
|     |                       | 2行目        | <u>強姦罪</u>   | <u>強制性交等罪</u>  |  |
|     | 問題 56 肢ウ              | 1行目        | <u>女性</u> 甲  | 物の非占有者甲  |  |
|     |                       | 1行目        | <u>男性</u> 乙  | 物の占有者乙   |  |
|     |                       | 1行目        | <u>強姦行為</u>  | <u>横領行為</u>  |  |
|     |                       | 2行目        | <u>強姦罪</u>   | <u>横領罪</u>   |  |

|     |                    |             |  |   |  |
|-----|--------------------|-------------|--|---|--|
| 263 | 問題 56 の解説<br>肢イ    | 7 行目        | 強姦罪  | 強制性交等罪  |  |
|     |                    | 8 行目        | 強姦罪  | 強制性交等罪  |  |
|     | 問題 56 の解説<br>肢ウ    | 5 行目        | 女性も  | 物の非占有者も   |  |
|     |                    | 5 行目        | 強姦罪  | 横領罪   |  |
|     |                    | 下から<br>2 行目 | 女性である甲にも強姦罪の   | 物の非占有者である甲にも横<br>領罪の  |  |
| 294 | 過去問・必修問<br>題 ガイダンス | 2 行目        | 強姦罪における男性,   | 削除  |  |
| 296 | 共犯と身分<br>(3) 具体的検討 | 1 行目        | たとえば、強姦罪について、女<br>性も共同正犯になりうるとして<br>います。   | 削除  |  |
| 298 | 問題 64 肢 5          | 1 行目        | 強盗強姦罪  | 横領罪   |  |
|     | 問題 64 の解説          | 7 行目        | 「他人のためにその事務を処理<br>する者」でなければ、それぞれ<br>の犯罪を犯すことができないの<br>で、これらは真正身分犯である。                              | 「他人のためにその事務を処理<br>する者」、横領罪（刑法 252 条）<br>は他人の物の占有者でなけれ<br>ば、それぞれの犯罪を犯すこと<br>はできないので、これらは真正<br>身分犯である。                                  |  |
|     |                    | 8 行目        | 肢 5 の強盗強姦罪（241 条前段）<br>は強盗犯人が強姦をした場合に<br>成立し、強姦罪（刑法 177 条）<br>よりも重く処罰されるので、不<br>真正身分犯である。          | 削除  |  |
| 300 | 問題 65 肢 3          | 1 行目<br>以下  | 女性が男性と共謀して、強姦の<br>犯罪行為に加功した場合、女性<br>は強姦罪の実行行為をなし得な<br>いから、当該女性には、強姦罪<br>強姦罪の教唆犯又は従犯が成立<br>するにとどまる。 | 物の非占有者が物の占有者と共<br>謀して、横領の犯罪行為に加功<br>した場合、物の非占有者は横領<br>罪の実行行為をなし得ないか<br>ら、物の非占有者には、横領罪<br>の正犯が成立することはなく、<br>横領罪の教唆犯又は従犯が成立<br>するにとどまる。 |  |
| 301 | 問題 65 の解説<br>肢 3   | 1 行目<br>以下  | 判例は、女性も男性と共謀して<br>強姦罪の共同正犯となることが<br>できるとしているのが、妥当で   | 判例は、身分と共犯に関する刑<br>法 65 条 1 項の「共犯」には、刑<br>法 60 条の「共同正犯」も含まれ  |  |

|     |                    |             |   |  |  |
|-----|--------------------|-------------|---|--|--|
|     |                    |             | ない。判例は、身分と共犯に関する刑法 65 条 1 項の「共犯」には、刑法 60 条の「共同正犯」も含まれることを前提に、女性にも強姦罪の共同正犯が成立するとしている（最決昭 40.3.30）。 | るとしている（最決昭 40.3.30）。したがって、物の非占有者も占有者と共謀して横領罪の共同正犯となることができると解されるので、妥当でない。 |  |
| 350 | 問題 74 肢 3          | 1 行目        | 殺意をもって強姦し、  | 殺意をもって強制性交し、   |  |
| 351 | 問題 74 の解説          | 2 行目        | 強姦し、  | 強姦（強制性交）し、   |  |
|     |                    | 3 行目        | 強姦致死罪   | 強姦（強制性交等）致死罪   |  |
| 376 | 章末 CHECK Q9        | 1 行目        | 強姦し、  | 性交し、   |  |
|     |                    | 2 行目        | 強姦罪   | 強制性交等罪   |  |
| 377 | 章末 CHECK Answer Q9 | 1 行目        | 強姦し、  | 強制性交し、   |  |
|     |                    | 2 行目        | 強姦致死罪   | 強制性交等致死罪   |  |
|     |                    | 3 行目        | 乙を強姦し   | 乙を強制性交し  |  |
|     |                    | 3 行目        | 強姦致死罪   | 強制性交等致死罪   |  |
| 385 | 学習と対策              | 2 行目        | 強姦、   | 削除   |  |
| 389 |                    | 下から<br>5 行目 | 強姦罪   | 強制性交等罪   |  |
| 406 | 問題 88<br>【事例】Ⅱ     | 1 行目        | 強姦目的を秘して、   | 強制性交の目的を秘して、   |  |
| 410 | 過去問・必修問題           | 1 行目        | 強姦罪等  | 強制性交等罪など   |  |
|     | 過去問・必修問題 肢 1       | 1 行目        | 女子に対し、  | ある人に対し、  |  |
|     | 過去問・必修問題 肢 1       | 1 行目        | 強姦罪にならない。   | 強制性交等罪にならない。   |  |
|     | 過去問・必修問題 肢 2       | 1 行目        | 強姦しようと  | 性交しようと   |  |
|     | 過去問・必修問題 肢 2       | 2 行目        | 強姦致傷罪になる。   | 強制性交等致傷罪になる。   |  |
|     | 過去問・必修問題 肢 3       | 1 行目        | 成年の女子に対し、   | 成年者に対し、  |  |
|     | 過去問・必修問題 肢 3       | 1 行目        | 姦淫に応じた場合、   | 性交に応じた場合、  |  |

|     |                |     |   |   |  |
|-----|----------------|-----|---|---|--|
|     | 過去問・必修問題 肢3    | 2行目 | <u>準強姦罪</u> になる。  | <u>準強制性交等罪</u> になる。   |  |
|     | 過去問・必修問題 肢4    | 1行目 | <u>強姦</u> して  | <u>強制性交</u> して  |  |
|     | 過去問・必修問題 肢4    | 1行目 | <u>強姦致傷罪</u> にならない。   | <u>強制性交等致傷罪</u> にならない。  |  |
|     | 過去問・必修問題 肢5    |     | 2人以上の者が現場において共同して強姦に着手した場合、強姦が未遂に終われば親告罪になる。  | 13歳以上の者と、その者を現に監護する者が性交した場合でも、その者の同意を得ていれば、強制性交等罪などの罪は常に成立しない。  |  |
| 411 | 過去問・必修問題の解説    | 1行目 | 〈強姦罪〉   | 〈強制性交等罪〉  |  |
|     | 過去問・必修問題の解説 肢1 | 1行目 | 強姦罪に関する刑法 177 条後段は、「13 歳未満の女子を姦淫した者」も強姦の罪とし、3 年以上の有期懲役に処する旨を規定している。後段の場合は、暴行・脅迫が手段とされていないのである。後段の場合は、暴行・脅迫があるから、たとえ同意があっても強姦罪が成立する。 | 強制性交等罪に関する刑法 177 条後段は、「13 歳未満の者に対して、性交等をした者」も強制性交等の罪とし、5 年以上の有期懲役に処する旨を規定している。後段の場合は、暴行・脅迫が手段とされていないのであるから、たとえ同意があっても強制性交等罪が成立する。 |  |
|     | 過去問・必修問題の解説 肢2 | 1行目 | <u>強姦</u> の目的   | <u>性交</u> する目的  |  |
|     |                | 2行目 | <u>強姦</u> されそうになり   | <u>性交</u> されそうになり   |  |
|     |                | 3行目 | <u>強姦</u> 行為  | <u>強制性交</u> 行為  |  |
|     |                | 3行目 | <u>強姦致傷罪</u>  | <u>強制性交等致傷罪</u>   |  |
|     |                | 4行目 | <u>強姦致傷罪</u>  | <u>強制性交等致傷罪</u>   |  |
|     | 過去問・必修問題の解説 肢3 | 1行目 | <u>準強姦罪</u>   | <u>準強制性交等罪</u>  |  |
|     |                | 4行目 | <u>準強姦罪</u>   | <u>準強制性交等罪</u>  |  |
|     | 過去問・必修問題の解説 肢4 | 1行目 | <u>強姦致傷罪</u>  | <u>強制性交等致傷罪</u>   |  |
|     |                | 4行目 | <u>強姦</u> によって  | <u>強制性交</u> によって  |  |
|     |                | 4行目 | <u>強姦致傷罪</u>  | <u>強制性交等致傷罪</u>   |  |
|     | 過去問・必修問題       |     | 輪姦のような凶悪で危険性の高  | 18 歳未満の者に対し、その者を  |  |

|     |         |             |   |  |  |
|-----|---------|-------------|---|--|--|
|     | 題の解説 肢5 |             | い集団強姦等罪（刑法 178 条の2）は、被害者の名誉よりも犯人の処罰の必要性が大きいことから、親告罪とはされない（刑法 180 条 1 項）。強姦が未遂に終わっても非親告罪である（刑法 180 条 2 項参照）。 | 現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交すると、監護する者には監護者性交等罪が成立する（刑法 179 条 2 項）。したがって、13 歳以上の者の同意を得ていても、その者が 18 歳未満であり、上記の要件に該当すれば、監護者性交等罪という強制性交等罪などの罪が成立する。 |  |
| 413 |         | 2 行目        | <u>強姦罪</u>  | <u>強制性交等罪</u>  |  |
|     |         | 下から<br>1 行目 | 処罰されます（ <u>179 条</u> ）。   | 処罰されます（ <u>180 条</u> ）。  |  |
| 414 |         | 1 行目        | (2) <u>強姦罪</u>  | (2) <u>強制性交等罪</u>  |  |
|     |         | 2 行目        | 13 歳以上の女子を姦淫した者は、 <u>3</u> 年以上の有期懲役に  | 13 歳以上の者に性交等をした者は、 <u>5</u> 年以上の有期懲役に  |  |
|     |         | 3 行目        | 13 歳未満の女子を姦淫した者も、同様です。  | 13 歳未満の者に性交等をした者も、同様です。  |  |
|     |         | 4 行目        | ( <u>179 条</u> )  | ( <u>180 条</u> )   |  |
|     |         | 5 行目        | 強制わいせつ罪と異なり、被害者は女性に限られ、逆に主体は男性に限られます（真正身分犯）。ただし、女性でも男性と共同するならば、本罪を実行するという判例があります（最決昭 40.3.30）。また、           | 削除   |  |
|     |         | 10 行目       | (3) 準強制わいせつ罪・ <u>準強姦罪</u> （178 条）   | (3) 準強制わいせつ罪・ <u>準強制性交等罪</u> （178 条）   |  |
|     |         | 12 行目       | または姦淫した者は、  | または性交等をした者は、   |  |
|     |         | 13 行目       | <u>強姦罪</u>  | <u>強制性交等罪</u>  |  |
|     |         | 13 行目       | 処罰されます（ <u>179 条</u> ）。   | 処罰されます（ <u>180 条</u> ）。  |  |
|     |         | 14 行目       | (4) 強制わいせつ等致死傷罪・ <u>強姦等致死傷罪</u>   | (4) 強制わいせつ・ <u>強制性交等致死傷罪</u>   |  |
|     |         | 17 行目       | <u>強姦罪</u> （177 条）、 <u>準強姦罪</u> （178 条 2 項）   | <u>強制性交等罪</u> （177 条）、 <u>準強制性交等罪</u> （178 条 2 項）  |  |
|     |         | 18 行目       | 無期または <u>5</u> 年以上の有期懲  | 無期または <u>6</u> 年以上の有期懲   |  |

|     |                 |       |  |   |  |
|-----|-----------------|-------|--|---|--|
|     |                 |       | 役に   | 役に  |  |
|     |                 | 20 行目 | <u>姦淫</u> の行為  | <u>性交等</u> の行為  |  |
| 472 | 問題 103 肢イ       | 1 行目  | 甲は、A 女の手足を縛り上げて <u>強姦</u> した後、   | 甲は、A 女の手足を縛り上げて <u>強制性交</u> した後、  |  |
| 473 | 問題 103 の解説 肢イ   | 1 行目  | 判例は、 <u>強姦</u> 犯人が、 <u>強姦</u> 後に   | 判例は、 <u>強制性交等罪</u> の犯人が、 <u>強制性交</u> 後に   |  |
| 574 | 過去問・必修問題 肢 4    |       | 刑法第 176 条前段の強制わいせつ罪が成立するためには、必ずしもその行為が犯人の性欲を刺激興奮させ、または満足させるという性的意図の下に行われることを必要としないのであるから、女子を脅迫し裸にし、その立っているところを撮影するような行為は、行為者の意図にかかわらず強制わいせつ罪が成立する。 | 刑法第 176 条前段の強制わいせつ罪が成立するには、その行為が犯人の性欲を刺激興奮させ、または満足させるという性的意図の下に行われることを必要とするから、女子を脅迫し裸にし、そして撮影する行為であっても、もっぱら女子に報復する目的に出た場合には、強要罪その他の罪を構成するのは格別、強制わいせつ罪は成立しない。  |  |
| 575 | 過去問・必修問題の解説 肢 4 |       | 判例は、婦女を脅迫し裸にして撮影する行為であっても、これでももっぱらその婦女に報復し、または、これを侮辱し、虐待する目的に出たときは、強要罪その他の罪を構成するのは格別、強制わいせつ罪は成立しないとされている（最判昭 45.1.29）。                             | かつての判例は、本肢のように強制わいせつ罪が成立するには、行為者の故意のほかに「性的意図」を必要としていた（最判昭 45.1.29）。しかし、この判例は変更され、「性的意図」の有無を問わないとされた。すなわち、強制わいせつ罪は被害者の性的自由を侵害する行為を処罰するものであり、客観的に被害者の性的自由を侵害する行為がなされ、行為者がその旨を認識していれば、強制わいせつ罪が成立し、行為者の性的意図の有無は同罪の成立に影響を及ぼすものではないとされたのである（最大判平 29.11.29）。 |  |
| 648 | 章末 CHECK Q10    | 1 行目  | A 女を <u>姦淫</u> し、  | A 女と <u>性交</u> し、   |  |
|     |                 | 2 行目  | 殺人罪と <u>強姦</u> 罪が成立し   | 殺人罪と <u>強制性交等</u> 罪が成立し   |  |
|     | 章末 CHECK        | 2 行目  | <u>強姦致死</u> 罪（181 条 1 項後段）   | <u>強制性交等致死</u> 罪（181 条 2 項）   |  |

|     |            |       |                    |                       |  |
|-----|------------|-------|--------------------|-----------------------|--|
|     | Answer Q10 |       |                    |                       |  |
| 651 | INDEX      | 12 行目 | 強姦罪 389, 411, 414  | 削除                    |  |
| 652 | INDEX      | 9 行目  | 準強姦罪 410, 411, 414 | 準強制性交等罪 410, 411, 414 |  |

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』  
(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/kaitei>)に掲載された日付です。